

市税概要

令和4年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

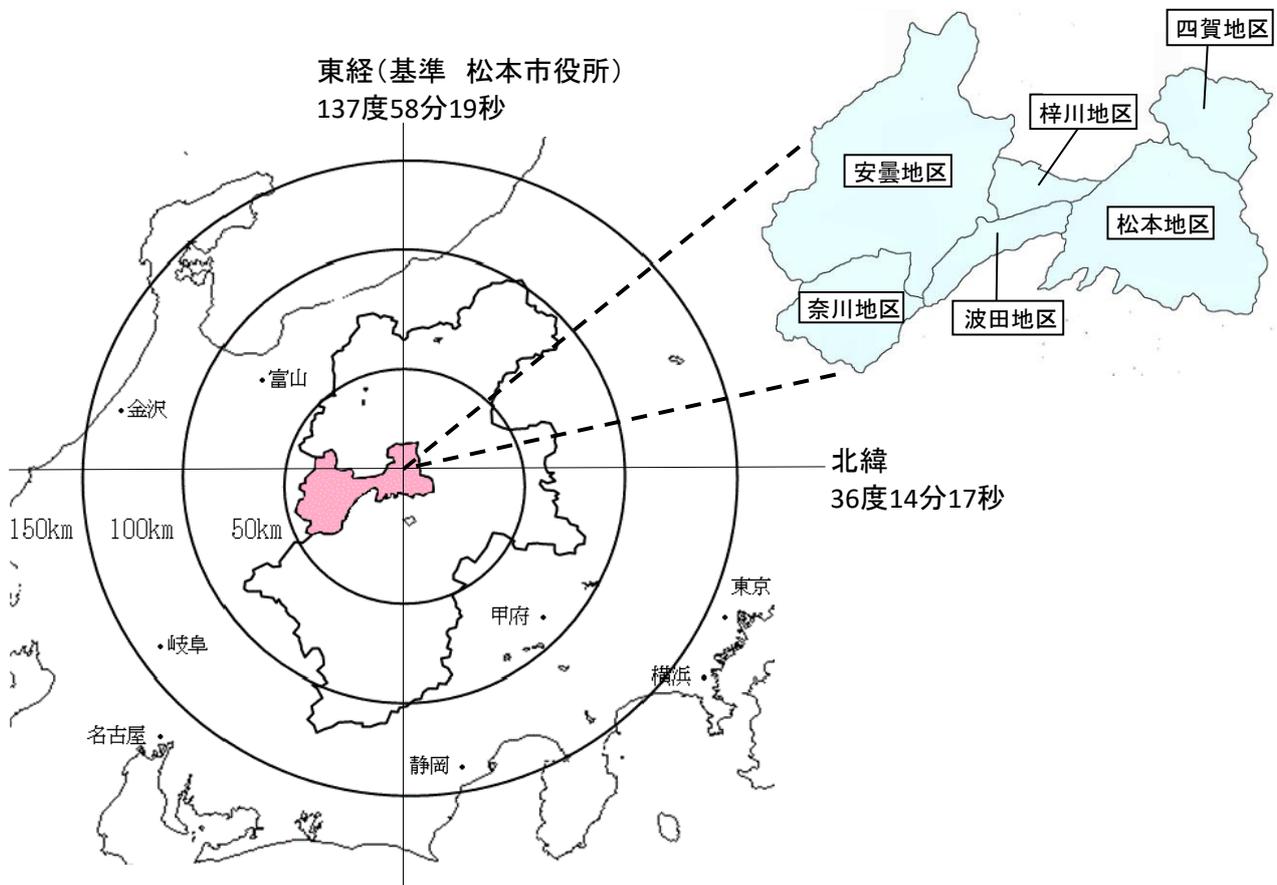
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々(槍ヶ岳、乗鞍岳など)が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	239,534人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	4年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	3年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	4年度課税状況調（当初）	14
5	4年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

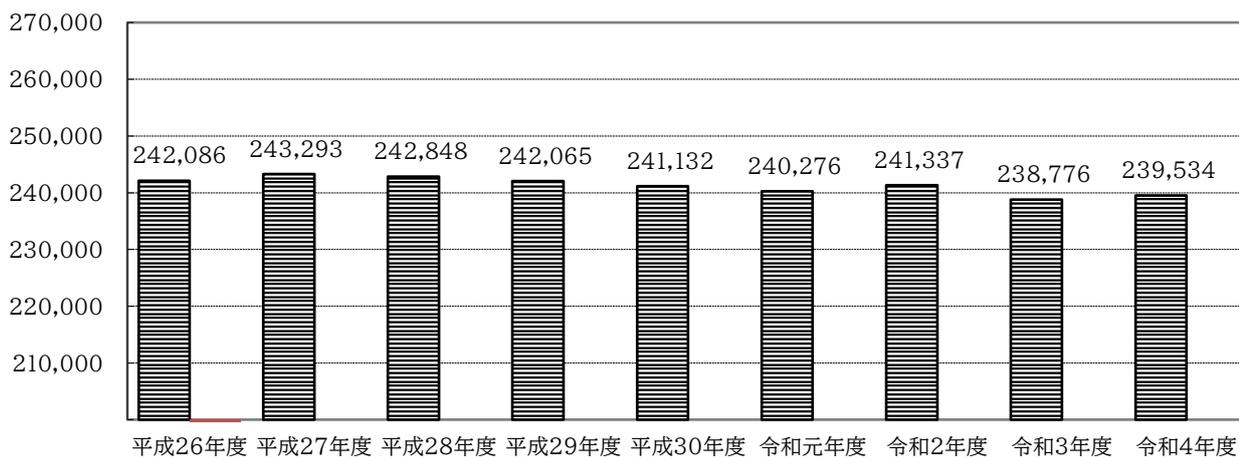
1 人口・世帯の推移

<面積> 978.47km²

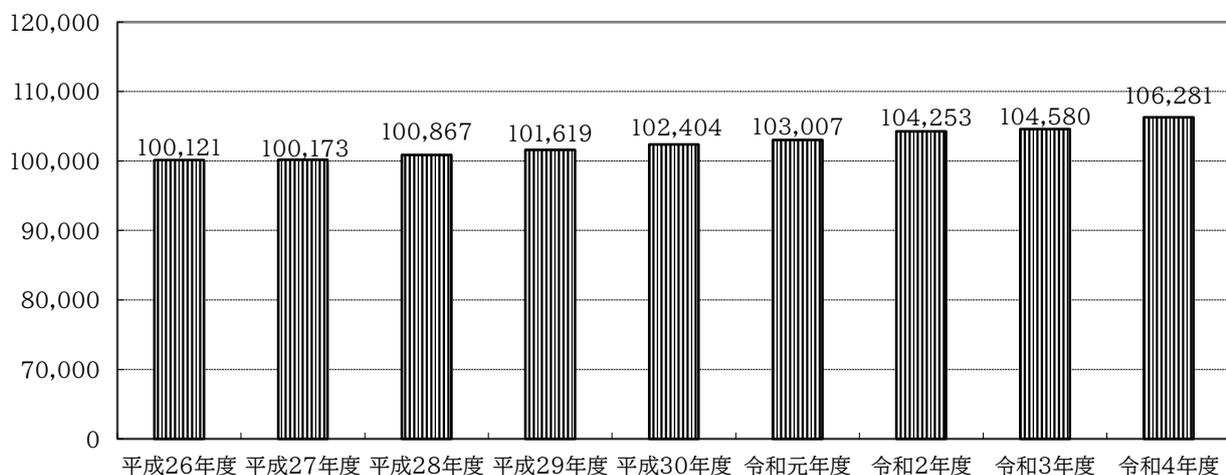
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,253	118,325	123,012	241,337	2.3	247
令和3年度	104,580	117,384	121,392	238,776	2.3	244
令和4年度	106,281	117,522	122,012	239,534	2.3	245

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在、令和4年度は4月1日)

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和4年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	予算額	構成比	科目	予算額	構成比
合計	103,389,240	100.00%	合計	103,389,240	100.00%
1 市 税	36,234,800	35.05%	1 議 会 費	443,640	0.43%
2 地 方 譲 与 税	966,590	0.93%	2 総 務 費	10,715,860	10.36%
3 利 子 割 交 付 金	28,000	0.03%	3 民 生 費	36,036,330	34.86%
4 配 当 割 交 付 金	138,000	0.13%	4 衛 生 費	7,799,300	7.54%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	158,000	0.15%	5 労 働 費	137,040	0.13%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	728,000	0.70%	6 農 林 水 産 業 費	2,381,510	2.30%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,354,000	6.15%	7 商 工 業 費	8,135,910	7.87%
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.03%	8 土 木 費	9,275,220	8.97%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	85,000	0.08%	9 消 防 費	2,699,390	2.61%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,900	0.03%	10 教 育 費	14,102,840	13.64%
11 地 方 特 例 交 付 金	152,560	0.15%	11 災 害 復 旧 費	264,980	0.26%
12 地 方 交 付 税	15,394,240	14.89%	12 公 債 費	9,248,180	8.95%
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,000	0.05%	13 諸 支 出 金	1,999,040	1.93%
14 分 担 金 及 び 負 担 金	544,340	0.53%	14 予 備 費	150,000	0.15%
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,540,630	1.49%			
16 国 庫 支 出 金	13,842,620	13.39%			
17 県 支 出 金	6,491,530	6.28%			
18 財 産 収 入	393,960	0.38%			
19 寄 附 金	316,540	0.31%			
20 繰 入 金	4,697,310	4.54%			
21 繰 越 金	600,000	0.58%			
22 諸 収 入	8,077,520	7.81%			
23 市 債	6,534,700	6.32%			

(2) 令和3年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
合計	113,796,398	100.00%	合計	110,611,019	99.99%
1 市 税	36,299,407	31.90%	1 議 会 費	438,013	0.40%
2 地 方 譲 与 税	920,852	0.81%	2 総 務 費	12,128,559	10.97%
3 利 子 割 交 付 金	25,258	0.02%	3 民 生 費	40,045,447	36.20%
4 配 当 割 交 付 金	195,573	0.17%	4 衛 生 費	9,453,134	8.55%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,012	0.18%	5 労 働 費	133,910	0.12%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	645,620	0.57%	6 農 林 水 産 業 費	2,478,282	2.24%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,223,893	5.47%	7 商 工 業 費	7,712,991	6.97%
8 ゴルフ場利用税交付金	29,711	0.03%	8 土 木 費	7,537,751	6.81%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	62,606	0.06%	9 消 防 費	2,798,730	2.53%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,752	0.03%	10 教 育 費	16,254,810	14.70%
11 地 方 特 例 交 付 金	791,264	0.70%	11 災 害 復 旧 費	275,015	0.24%
12 地 方 交 付 税	16,518,036	14.52%	12 公 債 費	9,153,510	8.28%
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,574	0.04%	13 諸 支 出 金	2,200,868	1.99%
14 分 担 金 及 び 負 担 金	512,615	0.45%	14 予 備 費	0	0.00%
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,331,344	1.17%			
16 国 庫 支 出 金	20,524,046	18.04%			
17 県 支 出 金	6,198,461	5.45%			
18 財 産 収 入	435,041	0.38%			
19 寄 附 金	352,940	0.31%			
20 繰 入 金	2,587,616	2.27%			
21 繰 越 金	2,557,834	2.25%			
22 諸 収 入	7,103,141	6.24%			
23 市 債	10,189,800	8.95%			

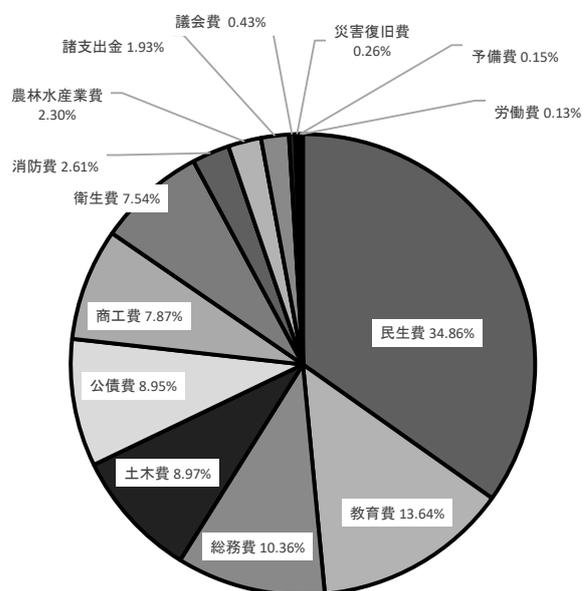
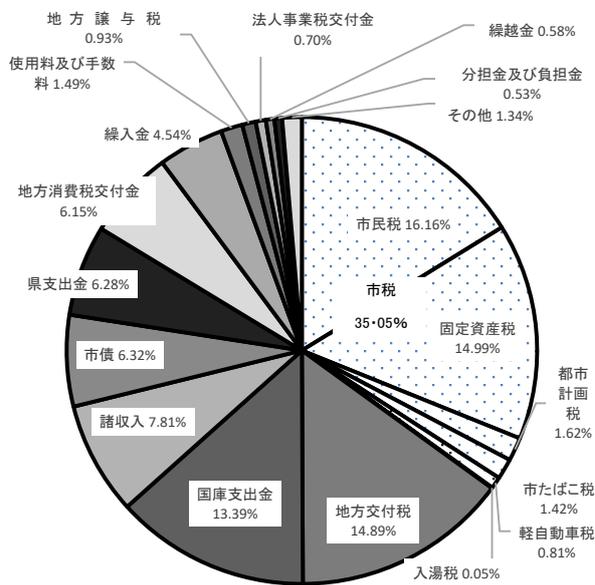
※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

令和4年度一般会計当初予算

歳入 103,389,240千円

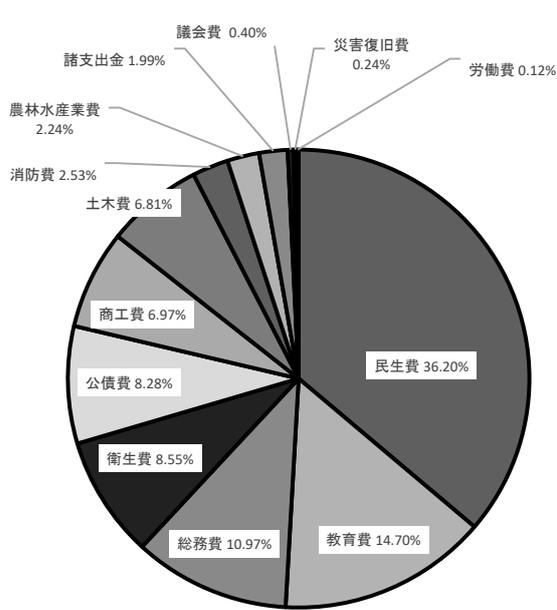
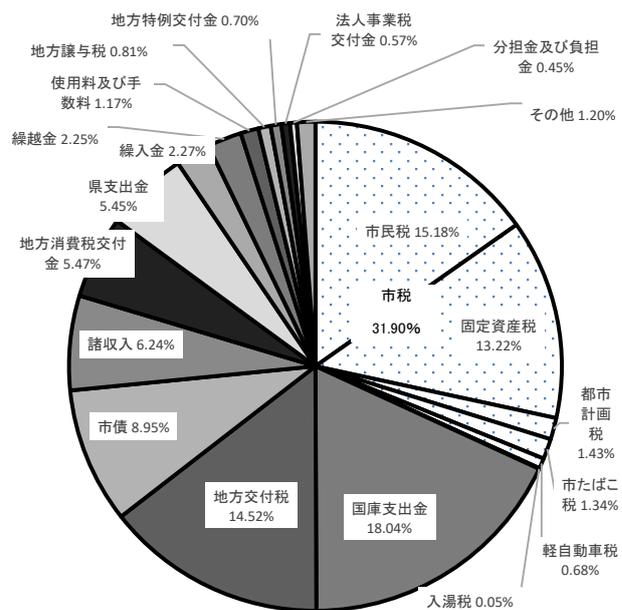
歳出 103,389,240千円



令和3年度一般会計決算額

歳入 113,796,398千円

歳出 110,611,019千円



3 税務機構と事務分掌

(令和4年4月1日現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌	
財 政 部	市民税課		1							1		
		庶務担当		(1) 2	2			1	1	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(3) 5	4		5	3	3	1	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計		1	7	6	0	5	4	4	2	29
	資産税課			1							1	
		庶務担当		(1) 1	1		1		1	2	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		(1) 1	2		1	1	1	2	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(3) 4	2		3	3	2	7	21	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計		1	6	5	0	5	4	4	11	36
	納税課			1							1	
		庶務担当		(1) 2	2			3	1	1	9	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(4) 5	1	1	6	7	3	4	27	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計			1	7	3	1	6	10	4	5	37	

健康福祉部	保険課		1							1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当		(5) 7	7		5	1	3	11		34
		計		1	7	7	0	5	1	3		11

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 4年度市税の当初予算

区 分		令和4年度 当初予算額(A)	令和3年度 当初予算額(B)	令和3年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 36,234,800	千円 35,181,300	千円 35,790,300	% 3.0	
1	市 民 税	16,706,000	16,015,000	17,029,000	4.3	
(1)	個 人	現年課税分	13,476,000	13,328,000	13,697,000	1.1
		滞納繰越分	73,000	95,000	116,000	△ 23.2
(2)	法 人	現年課税分	3,146,000	2,537,000	3,198,000	24.0
		滞納繰越分	11,000	55,000	18,000	△ 80.0
2	固 定 資 産 税	15,492,800	15,237,300	14,886,300	1.7	
(1)	純固定資産税	現年課税分	15,282,000	14,789,000	14,576,000	3.3
		滞納繰越分	63,000	304,000	166,000	△ 79.3
(2)	交 付 金	147,800	144,300	144,300	2.4	
3	軽 自 動 車 税	833,000	771,000	771,000	8.0	
(1)	種別割	現年課税分	757,000	726,000	726,000	4.3
		滞納繰越分	6,000	6,000	6,000	0.0
(2)	環境性能割	70,000	39,000	39,000	79.5	
4	市 た ば こ 税	1,470,000	1,431,000	1,431,000	2.7	
5	入 湯 税		57,000	57,000	57,000	0.0
		現年課税分	57,000	57,000	57,000	0.0
		滞納繰越分	0	0	0	-
6	都 市 計 画 税		1,676,000	1,670,000	1,616,000	0.4
		現年課税分	1,669,000	1,638,000	1,599,000	1.9
		滞納繰越分	7,000	32,000	17,000	△ 78.1
国民健康保険税		4,784,760	4,788,790	4,923,100	△ 0.1	
(1)	医療分	(ア)一般分 現年課税分	3,163,300	3,154,480	3,253,830	0.3
		滞納繰越分	128,510	134,640	133,020	△ 4.6
	(イ)退職分	現年課税分	20	20	20	0.0
		滞納繰越分	100	290	260	△ 65.5
(2)	支援金分	(ア)一般分 現年課税分	1,074,210	1,067,510	1,105,390	0.6
		滞納繰越分	43,900	47,740	45,230	△ 8.0
	(イ)退職分	現年課税分	10	10	10	0.0
		滞納繰越分	40	100	90	△ 60.0
(3)	介護分	(ア)一般分 現年課税分	355,170	362,720	364,940	△ 2.1
		滞納繰越分	19,470	21,190	20,240	△ 8.1
	(イ)退職分	現年課税分	10	10	10	0.0
		滞納繰越分	20	80	60	△ 75.0

2 税目別決算額比較表

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

科 目	平成30年度					令和元年度				
	決 算 額					決 算 額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	37,690,180	△ 0.6	36,693,507	0.2	97.36	38,176,430	1.3	37,323,830	1.7	97.77
現年課税分	36,559,379	0.0	36,302,738	0.2	99.30	37,271,266	1.9	37,027,538	2.0	99.35
滞納繰越分	1,130,801	△ 18.2	390,770	△ 1.5	34.56	905,164	△ 20.0	296,292	△ 24.2	32.73
1 市民税	18,257,598	△ 1.0	17,759,175	△ 0.5	97.27	18,553,523	1.6	18,126,306	2.1	97.70
現年課税分	17,706,939	△ 0.6	17,572,235	△ 0.5	99.24	18,100,721	2.2	17,973,317	2.3	99.30
滞納繰越分	550,659	△ 12.0	186,941	△ 4.2	33.95	452,802	△ 17.8	152,989	△ 18.2	33.79
2 固定資産税	15,523,507	△ 0.2	15,102,092	1.0	97.26	15,649,828	0.8	15,291,217	1.3	97.71
現年課税分	15,028,441	0.8	14,927,536	1.0	99.32	15,268,352	1.6	15,171,065	1.6	99.36
滞納繰越分	495,066	△ 24.3	174,556	0.3	35.26	381,476	△ 22.9	120,152	△ 31.2	31.50
3 軽自動車税	695,295	3.6	665,279	4.2	95.68	724,104	4.1	696,993	4.8	96.26
現年課税分	665,740	3.6	656,293	4.0	98.58	696,075	4.6	687,709	4.8	98.80
滞納繰越分	29,555	4.1	8,986	17.2	30.41	28,029	△ 5.2	9,284	3.3	33.12
4 市たばこ税	1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00
現年課税分	1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00
滞納繰越分	0.0	-	0.0	-	-	0.0	-	0.0	-	-
5 入湯税	93,484	2.1	92,225	3.0	98.65	86,901	△ 7.0	86,375	△ 6.3	99.39
現年課税分	91,491	2.6	90,812	2.8	99.26	85,662	△ 6.4	85,526	△ 5.8	99.84
滞納繰越分	1,993	△ 16.9	1,413	17.3	70.90	1,239	△ 37.8	849	△ 39.9	68.52
6 都市計画税	1,663,083	△ 0.5	1,617,523	0.7	97.26	1,680,693	1.1	1,641,558	1.5	97.67
現年課税分	1,609,555	0.5	1,598,649	0.7	99.32	1,639,075	1.8	1,628,540	1.9	99.36
滞納繰越分	53,528	△ 24.4	18,874	0.0	35.26	41,618	△ 22.3	13,018	△ 31.0	31.28
国民健康保険税	7,146,146	△ 3.7	5,349,243	△ 2.3	74.85	6,848,618	△ 4.2	5,175,301	△ 3.3	75.57
現年課税分	5,460,036	△ 3.0	5,073,756	△ 2.2	92.93	5,327,346	△ 2.4	4,934,905	△ 2.7	92.63
滞納繰越分	1,686,110	△ 6.0	275,487	△ 3.9	16.34	1,521,272	△ 9.8	240,396	△ 12.7	15.80

令和2年度					令和3年度				
決算額					決算額				
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
37,377,758	△ 2.1	36,579,181	△ 2.0	97.86	36,903,074	△ 1.3	36,299,407	△ 0.8	98.36
36,667,402	△ 1.6	36,314,908	△ 1.9	99.04	36,143,454	△ 1.4	35,945,079	△ 1.0	99.45
710,357	△ 21.5	264,273	△ 10.8	37.20	759,620	6.9	354,328	34.1	46.65
17,642,436	△ 4.9	17,272,728	△ 4.7	97.90	17,622,756	△ 0.1	17,272,176	0.0	98.01
17,253,484	△ 4.7	17,137,471	△ 4.7	99.33	17,258,859	0.0	17,144,336	0.0	99.34
388,952	△ 14.1	135,257	△ 11.6	34.77	363,897	△ 6.4	127,840	△ 5.5	35.13
15,774,476	0.8	15,409,603	0.8	97.69	15,247,780	△ 3.3	15,039,824	△ 2.4	98.62
15,507,673	1.6	15,301,112	0.9	98.67	14,911,074	△ 3.8	14,841,738	△ 3.0	99.53
266,802	△ 30.1	108,491	△ 9.7	40.66	336,706	26.2	198,086	82.6	58.83
775,640	7.1	751,687	7.8	96.91	796,124	2.6	773,884	3.0	97.21
750,506	7.8	743,386	8.1	99.05	774,172	3.2	767,367	3.2	99.12
25,134	△ 10.3	8,301	△ 10.6	33.03	21,952	△ 12.7	6,517	△ 21.5	29.69
1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00	1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00
1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00	1,522,678	6.1	1,522,678	6.1	100.00
0.0	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
49,446	△ 43.1	49,002	△ 43.3	99.10	58,085	17.5	57,698	17.7	99.33
48,915	△ 42.9	48,577	△ 43.2	99.31	57,639	17.8	57,531	18.4	99.81
531	△ 57.1	425	△ 49.9	79.93	446	△ 16.0	167	△ 60.7	37.50
1,700,192	1.2	1,660,593	1.2	97.67	1,655,651	△ 2.6	1,633,147	△ 1.7	98.64
1,671,255	2.0	1,648,794	1.2	98.66	1,619,032	△ 3.1	1,611,429	△ 2.3	99.53
28,937	△ 30.5	11,799	△ 9.4	40.78	36,619	26.5	21,718	84.1	59.31
6,491,645	△ 5.2	5,087,198	△ 1.7	78.37	6,223,286	△ 4.1	4,992,225	△ 1.9	80.22
5,147,434	△ 3.4	4,828,640	△ 2.2	93.81	5,061,582	△ 1.7	4,758,144	△ 1.5	94.01
1,344,210	△ 11.6	258,558	7.6	19.23	1,161,704	△ 13.6	234,081	△ 9.5	20.15

3 3年度市税の収納実績

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

税 目	調 定 額			収	
	現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)		現年課税分 (D)
合 計	千円 36,143,454	千円 759,620	千円 36,903,074	千円 35,945,079	
普 通 税	計	34,466,783	722,555	35,189,338	34,276,119
	1 市 民 税	17,258,859	363,897	17,622,756	17,144,336
	(1) 個人均等割	429,514	9,716	439,230	427,113
	(2) 個人所得割	13,474,215	304,725	13,778,940	13,395,316
	(上記のうち退職所得分)	98,028	—	98,028	98,028
	(3) 法人均等割	958,051	14,122	972,173	948,404
	(4) 法人税割	2,397,079	35,334	2,432,413	2,373,503
	2 固定資産税	14,911,074	336,706	15,247,780	14,841,738
	(1) 純固定資産税	14,766,765	336,706	15,103,471	14,697,429
	ア 土地	5,443,970	124,131	5,568,101	5,418,942
	イ 家屋	6,864,775	156,528	7,021,303	6,831,365
	ウ 償却資産	2,458,020	56,047	2,514,067	2,447,122
	(2) 交付金	144,309	—	144,309	144,309
	3 軽自動車税	774,172	21,952	796,124	767,367
	(1) 種別割	738,053	21,952	760,005	731,248
	(2) 環境性能割	36,119	—	36,119	36,119
	4 市たばこ税	1,522,678	—	1,522,678	1,522,678
目 的 税	計	1,676,671	37,065	1,713,736	1,668,960
	1 入湯税	57,639	446	58,085	57,531
	2 都市計画税	1,619,032	36,619	1,655,651	1,611,429
	(1) 土地	844,978	19,112	864,090	841,005
	(2) 家屋	774,054	17,507	791,561	770,424
	国民健康保険税	5,061,582	1,161,704	6,223,286	4,758,144

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
354,328	36,299,407	99.45	46.65	98.36	97.86
332,443	34,608,562	99.45	46.01	98.35	97.87
127,840	17,272,176	99.34	35.13	98.01	97.90
3,362	430,475	99.44	34.60	98.01	97.71
105,442	13,500,758	99.42	34.60	97.98	97.67
—	98,028	100.00	—	100.00	100.00
5,435	953,839	99.01	38.49	98.13	98.98
13,601	2,387,104	99.02	38.49	98.14	98.97
198,086	15,039,824	99.53	58.83	98.62	97.67
198,086	14,895,515	99.53	58.83	98.62	97.67
73,034	5,491,976	99.53	58.83	98.62	97.67
92,071	6,923,436	99.53	58.83	98.62	97.67
32,981	2,480,103	99.53	58.83	98.62	97.66
—	144,309	100.00	—	100.00	100.00
6,517	773,884	99.12	29.69	97.21	96.91
6,517	737,765	99.08	29.69	97.07	96.75
—	36,119	100.00	0.00	100.00	100.00
—	1,522,678	100.00	—	100.00	100.00
21,885	1,690,845	99.54	59.04	98.66	97.71
167	57,698	99.81	37.50	99.33	99.10
21,718	1,633,147	99.53	59.31	98.64	97.67
11,335	852,340	99.53	59.31	98.64	98.93
10,383	780,807	99.53	59.31	98.64	96.37
234,081	4,992,225	94.01	20.15	80.22	78.37

4 市税負担状況調

区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 155,764	% 1.7	円 153,466	% △ 1.5	円 150,891	% △ 1.7
	市 民 税 個 人	58,669	1.9	59,118	0.8	58,045	△ 1.8
	純 固 定 資 産 税	63,223	1.4	64,316	1.7	61,648	△ 4.1
	そ の 他 の 税	33,872	1.9	30,032	△ 11.3	31,198	3.9
一世帯当たり	市 税 総 額	361,474	4.0	351,712	△ 2.7	340,074	△ 3.3
	市 民 税 個 人	136,151	4.2	135,485	△ 0.5	130,820	△ 3.4
	純 固 定 資 産 税	146,720	3.6	147,399	0.5	138,941	△ 5.7
	そ の 他 の 税	78,603	4.2	68,828	△ 12.4	70,313	2.2

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	納税義務者数	121,434	121,335	121,711
	均等割のみ	8,817	8,820	8,769
	均等割・所得割合算	112,617	112,515	112,942
特 別	給 納税義務者数	82,537	83,070	83,432
	与 均等割のみ	2,294	2,379	2,171
	均等割・所得割合算	80,243	80,691	81,261
徴 収	年 納税義務者数	18,985	19,429	19,465
	金 均等割のみ	3,423	3,470	3,511
	均等割・所得割合算	15,562	15,959	15,954
普 通	納税義務者数	19,912	18,836	18,814
	均等割のみ	3,100	2,971	3,087
	均等割・所得割合算	16,812	15,865	15,727
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	9,886	9,933	10,105
	年 金	8	7	7

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
納税義務者数	121,447	121,368	121,752
均等割のみ	8,869	8,864	8,827
均等割・所得割合算	112,578	112,504	112,925

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	課税所得金額	千円 244,954,229	千円 242,678,601	千円 249,264,234
	所得割	13,552,181	13,285,394	13,599,473
	均等割	425,062	424,774	426,121
	計	13,977,243	13,710,168	14,025,594
特別徴収	所得割	11,176,784	10,950,477	11,280,852
	均等割	334,427	337,630	338,986
	計	11,511,211	11,288,107	11,619,838
普通徴収	所得割	2,375,397	2,334,917	2,318,621
	均等割	90,635	87,144	87,135
	計	2,466,032	2,422,061	2,405,756

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	課税所得金額	千円 244,954,229	千円 242,678,601	千円 249,264,234
	所得割	9,032,283	8,854,635	9,063,732
	均等割	242,892	242,727	243,497
	計	9,275,175	9,097,362	9,307,229
特別徴収	所得割	7,449,380	7,298,611	7,518,706
	均等割	191,097	192,927	193,702
	計	7,640,477	7,491,538	7,712,408
普通徴収	所得割	1,582,903	1,556,024	1,545,026
	均等割	51,795	49,800	49,795
	計	1,634,698	1,605,824	1,594,821

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	91,593	81.3	91,000	80.9	91,902	81.4
営 業 等 所 得 者	4,213	3.7	4,423	3.9	3,981	3.5
農 業 所 得 者	547	0.5	531	0.5	467	0.4
そ の 他 の 所 得 者	15,164	13.5	15,354	13.6	15,285	13.5
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,100	1.0	1,207	1.1	1,307	1.2
合 計	112,617	100.0	112,515	100.0	112,942	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	11,338,912	83.7	10,982,689	82.8	11,296,934	83.2
営 業 等 所 得 者	640,455	4.7	647,258	4.9	641,047	4.7
農 業 所 得 者	52,570	0.4	66,412	0.5	53,846	0.4
そ の 他 の 所 得 者	939,989	6.9	928,894	7.0	975,914	7.2
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	569,636	4.2	644,088	4.9	613,309	4.5
合 計	13,541,562	100.0	13,269,341	100.0	13,581,050	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 4年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者	
	人員	均等割額
給与所得者	3,905	13,667
営業等所得者	754	2,639
農業所得者	113	396
その他の所得者	3,997	13,990
家屋敷等のみ		
合計	8,769	30,692
令和3年度	8,820	30,870

備考 7月1日現在の現年課税分

5 4年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

分課税標準段階	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る 配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	4,293	3,194,004	19,212	4,920	1,902,370	11,253	64,582	5,196,341
10万円超～100万円以下	36,749	53,529,492	12,575	9,979	1,037,710	9,583	82,260	54,681,599
100万円超～200万円以下	31,959	82,688,477	28,201	13,552	839,093	161	109,225	83,678,709
200万円超～300万円以下	18,276	70,807,507	12,346	9,295	515,606	13,281	270,020	71,628,055
300万円超～400万円以下	9,719	50,349,067	6,785	12,421	390,117	0	277,395	51,035,785
400万円超～550万円以下	5,970	38,997,519	26,044	6,852	261,305	314	194,231	39,486,265
550万円超～700万円以下	2,154	17,700,921	2,894	23,261	143,975	15,156	167,884	18,054,091
700万円超～1,000万円以下	1,710	17,656,489	5,984	11,949	332,770	2,047	267,673	18,276,912
1,000万円を超える金額	2,112	42,992,496	12,312	141,362	314,537	17,611	3,081,587	46,559,905
合計	112,942	377,915,972	126,353	233,591	5,737,483	69,406	4,514,857	388,597,662

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
92,421	323,474	11,506,712	96,326	11,843,853
4,012	14,042	662,402	4,766	679,083
470	1,645	54,267	583	56,308
16,039	56,136	1,357,777	20,036	1,427,903
			0	0
112,942	395,297	13,581,158	121,711	14,007,147
112,515	393,803	13,269,416	121,335	13,694,089

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,363	5,373	5,464	5,477	
1千万円以下	50人超	51	52	50	52	
1千万円超1億円以下	50人以下	1,238	1,216	1,227	1,215	
1千万円超1億円以下	50人超	111	109	106	105	
1億円超10億円以下	50人以下	443	443	445	452	
1億円超10億円以下	50人超	61	62	60	57	
10億円超	50人以下	621	611	584	579	
10億円超50億円以下	50人超	20	23	22	22	
50億円超	50人超	53	49	50	53	
合 計		7,961	7,938	8,008	8,012	
伸 率		0.6 %	△ 0.3 %	0.9 %	0.0 %	

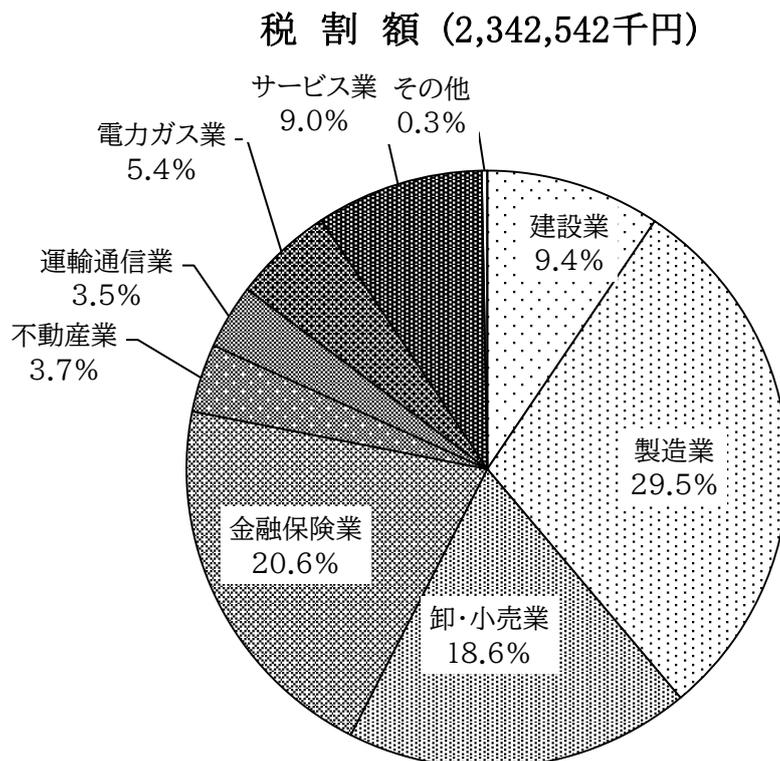
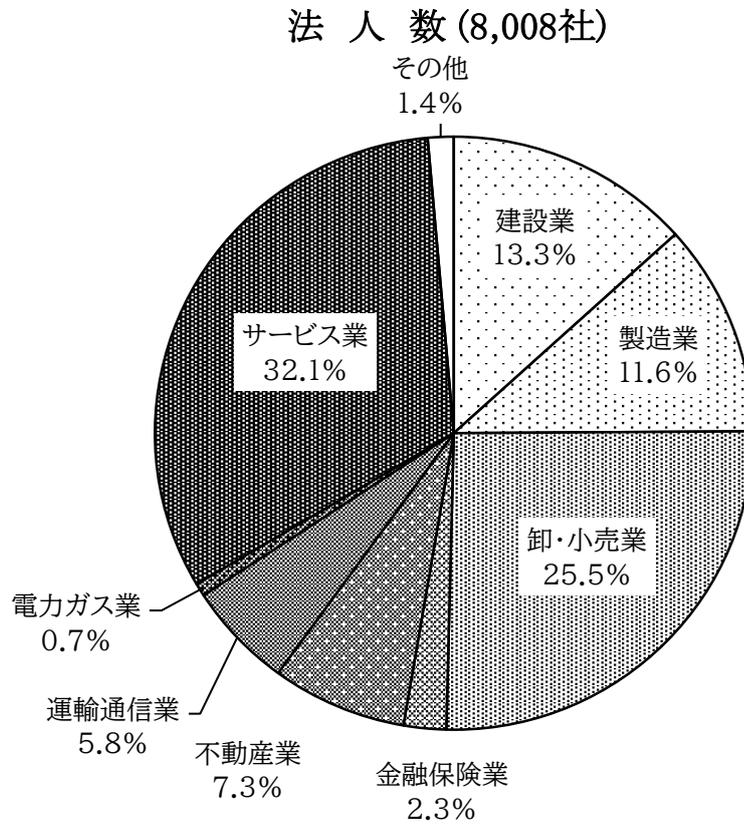
備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
4年度は6月末現在の数値

(2) 年度別調定額

区 分		平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税 割	2,915,092	3,015,418	2,092,396	2,342,542
	均等割	964,400	961,669	946,518	937,467
	計	3,879,492	3,977,087	3,038,914	3,280,009
過年度分	税 割	68,310	70,641	75,548	54,537
	均等割	17,166	14,584	14,190	20,585
	計	85,476	85,225	89,738	75,122
合 計	税 割	2,983,402	3,086,059	2,167,944	2,397,079
	均等割	981,566	976,253	960,708	958,052
	計	3,964,968	4,062,312	3,128,652	3,355,131
	伸 率	△ 3.1 %	2.5 %	△ 23.0 %	7.2 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和3年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
29	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
30	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853
元	3.4	3.4	3.4	160.5	150.5	72.4	14.2
	3,086,059	70,641	3,015,418	7,725	2,139	2,250	253,433
2	△ 29.8	6.9	△ 30.6	△ 63.9	△ 31.4	△ 90.1	△ 11.1
	2,167,944	75,548	2,092,396	2,785	1,468	223	225,353
3	10.6	△ 27.8	12.0	40.2	△ 23.6	593.3	△ 2.6
	2,397,079	54,537	2,342,542	3,904	1,121	1,546	219,504

上段 前年対比伸率 %

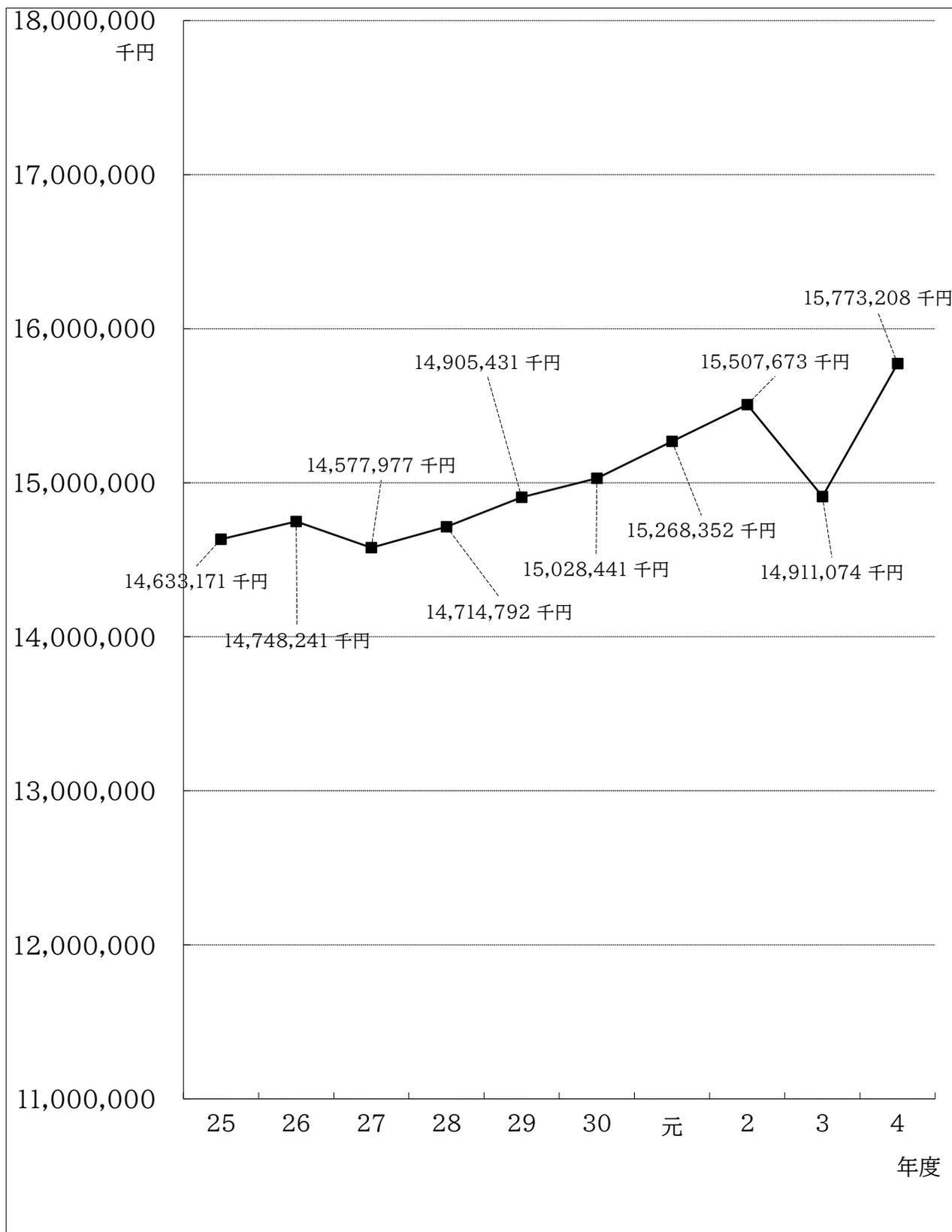
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181
33.0	2.8	17.3	△ 14.2	△ 31.6	204.7	△ 13.4
690,638	434,815	482,895	87,165	81,244	125,674	214,036

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 4年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
課税標準額	土地	397,072,357千円	397,743,726千円	396,500,778千円	399,012,058千円
	家屋	519,737,641	535,008,649	499,982,339	540,154,655
	償却資産	182,237,725	185,139,666	179,025,049	198,680,569
	計	1,099,047,723	1,117,892,041	1,075,508,166	1,137,847,282
税 額		15,128,148	15,366,927	14,766,765	15,626,545
納税義務者		93,397人	93,833人	93,828人	93,923人

(注) 1 4年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
算定標準額	10,014,605千円	10,053,384千円	10,307,848千円	10,475,976千円
税 額	140,204	140,746	144,309	146,663
納税義務者	16人	15人	15人	15人

(3) 固定資産税合計

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
課税標準額	1,109,062,328千円	1,127,945,425千円	1,085,816,014千円	1,148,323,258千円
税 額	15,268,352	15,507,673	14,911,074	15,773,208

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	2	201,549	48,515	27,901	40,162
	3	202,442	48,302	27,672	40,303
	4	202,478	48,217	27,473	40,426
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	2	(397,800,140) 1,039,338,477	(13,462,001) 28,014,505	(8,869,606) 30,372,701	(329,120,147) 914,262,037
	3	(396,604,191) 1,059,387,266	(12,935,524) 26,976,507	(8,591,000) 30,148,963	(328,716,420) 934,162,902
	4	(399,094,918) 1,059,206,334	(12,643,890) 25,504,371	(8,657,015) 29,238,998	(331,452,840) 936,526,679
筆 数 (筆)	2	372,483	40,231	38,803	231,469
	3	374,159	40,038	38,487	233,027
	4	375,860	39,879	38,147	234,852
提示平均価額 (円/㎡)	2		140	50	22,956
	3		141	50	23,403
	4		141	50	23,403
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	2	4,858	141 (169)	50 (83)	22,635 (204,520)
	3	4,932	141 (169)	50 (83)	23,046 (205,910)
	4	4,930	141 (169)	50 (83)	23,031 (201,350)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉦泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.585	3,721	67,096	8,772	5,381
0.585	3,719	68,181	8,844	5,420
0.588	3,720	68,326	8,845	5,470
(68,030) 68,030	(107,287) 125,617	(1,516,423) 1,596,452	(389,947) 475,932	(44,266,699) 64,423,203
(65,550) 65,599	(107,180) 126,816	(1,538,072) 1,621,557	(356,746) 465,869	(44,293,699) 65,819,053
(66,896) 66,901	(107,183) 126,783	(1,547,575) 1,631,323	(345,698) 409,158	(44,273,821) 65,702,121
35	352	39,094	10,574	11,925
35	341	39,652	10,569	12,010
36	346	39,850	10,624	12,126
		20		
		20		
		20		
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	50 (41,060)	11,946 (167,000)
112,135 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	49 (40,708)	12,114 (169,000)
113,777 (1,875,935)	34 (10,258)	20 (35)	43 (40,708)	11,982 (165,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	2	128,971	18,938 千㎡
	3	129,006	19,017
	4	122,583	18,717
木 造	2	92,341	10,100
	3	92,302	10,296
	4	86,565	10,011
非 木 造	2	36,630	8,838
	3	36,704	8,721
	4	36,018	8,706

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	2	188,404,246 千円
	3	183,715,856
	4	200,931,137
構 築 物	2	36,854,420
	3	34,372,195
	4	36,577,314
機 械 及 び 装 置	2	66,806,177
	3	67,415,436
	4	68,956,675
船 舶	2	3,129
	3	2,524
	4	2,259
航 空 機	2	581,433
	3	373,606
	4	212,497
車 両 及 び 運 搬 具	2	867,925
	3	1,000,740
	4	950,453
工 具 器 具 及 び 備 品	2	27,490,733
	3	24,932,375
	4	26,310,187
法 第 3 8 9 条 関 係 分 (配 分)	2	55,800,429
	3	55,618,980
	4	67,921,752

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格
535,763,769 千円	28,289 円
541,032,426	28,451
541,017,830	28,905
178,835,397	17,706
180,692,177	17,550
180,429,223	18,022
356,928,372	40,383
360,340,249	41,321
360,588,607	41,419

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
184,188,667 千円	1,562,891 千円	128,060,961 千円
179,095,152	2,723,789	121,185,351
198,513,228	753,912	130,196,231
36,579,670	152,757	36,426,913
33,448,412	747,663	32,700,749
36,344,495	104,634	36,239,861
64,194,305	1,372,515	62,821,790
64,550,918	1,640,623	62,910,295
67,163,061	644,415	66,518,646
3,129	0	3,129
2,513	12	2,501
2,259	0	2,259
581,433	0	581,433
373,606	0	373,606
212,497	0	212,497
867,709	107	867,602
994,556	4,597	989,959
950,385	34	950,351
27,397,606	37,512	27,360,094
24,539,135	330,894	24,208,241
26,277,446	4,829	26,272,617
54,564,815	—	—
55,186,012	—	—
67,563,085	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	883	870	823
		床 面 積 (㎡)	99,647	96,479	90,991
		決定価格(千円)	5,842,667	5,893,439	5,548,720
	その他	棟 数 (棟)	110	91	88
		床 面 積 (㎡)	21,292	17,100	11,053
		決定価格(千円)	1,105,936	948,778	627,425
木造以外の屋	棟 数 (棟)	360	320	288	
	床 面 積 (㎡)	112,309	75,249	78,953	
	決定価格(千円)	10,136,274	7,515,663	8,014,538	
合 計	棟 数 (棟)	1,353	1,281	1,199	
	床 面 積 (㎡)	233,248	188,828	180,997	
	決定価格(千円)	17,084,877	14,357,880	14,190,683	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	759	730	711
		床 面 積 (㎡)	57,523	52,767	55,081
		決定価格(千円)	526,544	487,244	509,486
	その他	棟 数 (棟)	367	370	318
		床 面 積 (㎡)	21,153	21,205	17,378
		決定価格(千円)	135,024	135,767	87,491
木造以外の屋	棟 数 (棟)	366	301	309	
	床 面 積 (㎡)	70,600	39,291	86,064	
	決定価格(千円)	1,733,235	926,160	1,295,846	
合 計	棟 数 (棟)	1,492	1,401	1,338	
	床 面 積 (㎡)	149,276	113,263	158,523	
	決定価格(千円)	2,394,803	1,549,171	1,892,823	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
消 費 本 数	261,567 千本	257,351 千本	254,636 千本
調 定 額	1,481,381 千円	1,435,568 千円	1,522,678 千円

2 入湯税

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
課 税 人 員	691,239 人	384,204 人	459,361 人
調 定 額	85,662 千円	48,915 千円	57,639 千円

3 都市計画税

区 分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
課 標 準 税 額	土 地	425,909,496 千円	424,801,880 千円	430,303,982 千円
	家 屋	413,906,097 千円	389,145,749 千円	421,496,710 千円
	計	839,815,593 千円	813,947,629 千円	851,800,692 千円
調 定 額		1,671,255 千円	1,619,033 千円	1,693,992 千円
納 税 義 務 者 数		59,773 人	59,956 人	60,211 人

備考 4年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
調 定 額	5,166,311 千円	4,998,413 千円	4,590,950 千円
	31,470 世帯	31,184 世帯	30,865 世帯
	7割軽減対象世帯数 8,299 世帯	7割軽減対象世帯数 8,729 世帯	7割軽減対象世帯数 9,014 世帯
	5割軽減対象世帯数 4,754 世帯	5割軽減対象世帯数 4,647 世帯	5割軽減対象世帯数 4,507 世帯
	2割軽減対象世帯数 3,421 世帯	2割軽減対象世帯数 3,321 世帯	2割軽減対象世帯数 3,274 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) ⁽²⁾	課税免除 減免等 ⁽³⁾	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一 般	官公署	計 ⁽¹⁾						
総 数	2	101,927 台	459 台	102,386 台	459 台	1,670 台	100,257 台	711,563 千円		
	3	102,869	482	103,351	482	1,681	101,188	738,003		
	4	103,816	483	104,299	483	1,738	102,078	767,949		
原動機付自転車	50cc以下	2	8,310	38	8,348	38	48	8,262	16,524	
		3	7,897	38	7,935	38	49	7,848	15,696	
		4	7,608	38	7,646	38	46	7,562	15,124	
	50cc超 90cc以下	2	780	10	790	10	7	773	1,546	
		3	773	8	781	8	8	765	1,530	
		4	778	6	784	6	7	771	1,542	
	90cc超 125cc以下	2	1,512	18	1,530	18	5	1,507	3,617	
		3	1,603	20	1,623	20	5	1,598	3,835	
		4	1,710	22	1,732	22	6	1,704	4,090	
	ミニカー	2	136	1	137	1	1	135	500	
		3	136	1	137	1	1	135	500	
		4	140	1	141	1	1	139	514	
軽自動車	二輪車 (125cc超 250cc以下)	2	3,246	8	3,254	8	1	3,245	11,682	
		3	3,375	8	3,383	8	0	3,375	12,150	
		4	3,464	8	3,472	8	1	3,463	12,467	
	三輪車	2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (新税率)	2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (重課税率)	2	4	0	4	0	0	4	18	
		3	4	0	4	0	0	4	18	
		4	3	0	3	0	0	3	14	
	三輪車 (75%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (50%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (25%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪車	乗用	2	4	0	4	0	0	4	22
			3	3	0	3	0	0	3	17
			4	4	0	4	0	0	4	22
		自家用	2	28,354	52	28,406	52	673	27,681	199,303
			3	25,069	49	25,118	49	592	24,477	176,234
			4	21,805	40	21,845	40	518	21,287	153,266
		貨物用	2	235	0	235	0	0	235	705
			3	201	0	201	0	0	201	603
			4	170	0	170	0	0	170	510
自家用		2	7,431	102	7,533	102	96	7,335	29,340	
		3	6,315	99	6,414	99	88	6,227	24,908	
		4	5,340	85	5,425	85	81	5,259	21,036	
乗用 (新税率)	2	5	0	5	0	3	2	14		
	3	6	0	6	0	4	2	14		
	4	3	0	3	0	1	2	14		
自家用 (新税率)	2	15,010	22	15,032	22	319	14,691	158,663		
	3	19,068	26	19,094	26	418	18,650	201,420		
	4	23,974	35	24,009	35	528	23,446	253,217		
貨物用 (新税率)	2	208	0	208	0	0	208	790		
	3	264	0	264	0	2	262	996		
	4	286	0	286	0	2	284	1,079		
自家用 (新税率)	2	5,117	58	5,175	58	39	5,078	25,390		
	3	6,073	81	6,154	81	48	6,025	30,125		
	4	6,992	94	7,086	94	49	6,943	34,715		

備考 7月1日現在の現年課税分

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) ⁽²⁾	課税免除 減免等 ⁽³⁾	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一 般	官公署	計 ⁽¹⁾						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	2	0台	0台	0台	0台	0台	0千円	
		3	0	0	0	0	0	0		
		4	1	0	1	0	0	1	8	
	乗用	自家用 (重課税率)	2	12,805	21	12,826	21	320	12,485	161,057
		3	13,387	23	13,410	23	331	13,056	168,422	
		4	14,406	29	14,435	29	389	14,017	180,819	
	貨物用	営業用 (重課税率)	2	146	0	146	0	2	144	648
		3	141	0	141	0	3	138	621	
		4	151	0	151	0	3	148	666	
	貨物用	自家用 (重課税率)	2	9,056	85	9,141	85	108	8,948	53,688
		3	9,287	77	9,364	77	94	9,193	55,158	
		4	9,413	84	9,497	84	101	9,312	55,872	
	乗用	営業用 (75%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (75%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	1	0	1	0	0	1	3	
	貨物用	営業用 (75%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	自家用 (75%軽課)	2	1	0	1	0	0	1	1
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	営業用 (50%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (50%軽課)	2	497	2	499	2	8	489	2,641
		3	265	2	267	2	9	256	1,382	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	営業用 (50%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	自家用 (50%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	営業用 (25%軽課)	2	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (25%軽課)	2	1,720	0	1,720	0	39	1,681	13,616
		3	1,508	2	1,510	2	26	1,482	12,004	
		4	0	0	0	0	0	0	0	
貨物用	営業用 (25%軽課)	2	11	0	11	0	0	11	32	
	3	2	0	2	0	0	2	6		
	4	0	0	0	0	0	0	0		
貨物用	自家用 (25%軽課)	2	90	2	92	2	0	90	342	
	3	122	6	128	6	0	122	464		
	4	0	0	0	0	0	0	0		
雪上用	2	2	0	2	0	0	2	7		
	3	2	0	2	0	0	2	7		
	4	2	0	2	0	0	2	7		
農耕用	2	3,336	4	3,340	4	0	3,336	8,006		
	3	3,403	4	3,407	4	1	3,402	8,165		
	4	3,430	3	3,433	3	1	3,429	8,230		
小型特殊 (その他)	2	487	12	499	12	0	487	2,873		
	3	499	13	512	13	0	499	2,944		
	4	520	13	533	13	1	519	3,062		
二輪小型 (250cc超)	2	3,424	24	3,448	24	1	3,423	20,538		
	3	3,466	25	3,491	25	2	3,464	20,784		
	4	3,615	25	3,640	25	3	3,612	21,672		

(2) 環境性能割

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
環境性能割	9,652 千円	39,189 千円	36,119 千円

6 利子割交付金

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長野県全体	247,480 千円	235,846 千円	190,687 千円
松本市	32,934 千円	31,277 千円	25,258 千円

7 配当割交付金

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長野県全体	1,089,216 千円	1,039,535 千円	1,476,792 千円
松本市	144,853 千円	137,844 千円	195,573 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長野県全体	626,108 千円	1,200,627 千円	1,586,070 千円
松本市	83,160 千円	159,105 千円	210,012 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付金	29,854 千円	26,470 千円	29,711 千円

10 口座振替納付の状況調(令和3年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数	28,311 件	27.7 %
	税額	1,658,916 千円	37.3 %
固定資産税 都市計画税	件数	174,260 件	46.8 %
	税額	8,594,762 千円	49.5 %
軽自動車税 (全期)	件数	19,857 件	19.5 %
	税額	125,198 千円	16.9 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	8,746 件	6,674 件	6,429 件	6,462 件
	554,002 千円	365,493 千円	364,740 千円	374,681 千円
固定資産税 都市計画税	50,453 件	41,816 件	41,080 件	40,911 件
	3,079,787 千円	1,857,940 千円	1,839,102 千円	1,817,933 千円
軽自動車税 (全期)	19,857 件			
	125,198 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	99,199 件	47.9 %
	税額	2,362,594 千円	53.4 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	11,630 件	11,509	11,474	10,839	10,806	10,829	10,775	10,726	10,611
	275,359 千円	268,048	267,906	258,918	258,875	258,701	258,667	258,723	257,397

11 市税の徴収に要する経費

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
税 収 入 額	1 市 税	37,323,830 千円	36,579,181 千円	36,299,407 千円	
	2 個 人 県 民 税	9,338,497	9,393,451	9,243,843	
	3 計	46,662,327	45,972,632	45,543,250	
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	305,387	305,635	296,486	
	5 諸 手 当	189,251	191,457	190,195	
	(1) 超過勤務手当	21,553	23,023	26,489	
	(2) 税務特別手当	0	0	11	
	(3) その他の手当	167,698	168,434	163,695	
	6 そ の 他	131,380	138,232	143,308	
	7 小 計	626,018	635,324	629,989	
	需 用 費	8 旅 費	644	249	1,139
		9 賃 金	5,303	6,219	-
		10 そ の 他	320,976	227,646	231,504
		11 小 計	326,923	234,114	232,643
	報 奨 金 及びこれに 類する経費	12 前納報奨金・その他	52	19	20
		13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
		15 小 計	52	19	20
	そ の 他	16 そ の 他	184,329	200,832	157,848
	17 合 計	1,137,322	1,070,289	1,020,500	
県 民 税 徴収取扱費	18 納税義務者数等による金額	366,465	369,054	368,198	
	19 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	20 合 計	366,465	369,054	368,198	
21 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-20)		770,857	701,235	652,302	
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.4 円	2.3 円	2.2 円	
市 税 に 係 る 徴 税 経 費 (百円当たり)		2.1 円	1.9 円	1.8 円	

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和4年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び課税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に関	資産に関	登 記 用	合 計
	課税額証明	(法人)	(一般)	(車検用)	する証明 (土地・家屋等)	する証明 (加算分)	通 知	
元	37,088 (8,936)	388	8,583	9,337	8,795 (523)	11,205 (708)	12,603	87,999
2	30,457 (5,167)	321	10,057	8,778	8,476 (463)	11,054 (742)	10,522	79,665
3	31,012 (6,321)	276	10,133	9,521	8,013 (355)	9,655 (622)	11,580	80,190

備考 「所得及び課税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	土地図面の閲覧及び複写交付		794	692

税目	年度		令和2年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	給与所得控除	最低	650,000円	
		最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)	
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算			(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円	
		各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円	
地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
障・寡・勤		障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)		
扶養		一般扶養	330,000円(16歳以上)	
		特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)	
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)	
配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)		
配偶者特別基礎		納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円 330,000円		
民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除		
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}		
	税率	均等割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から	
		法人均等割	資本金等の額	従業員数
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
		(2) 1千万円超	50人超	120,000円
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
	(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
	(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
	(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
	(9) 50億円超	50人以下	410,000円	
	(10) 50億円超	50人超	3,000,000円	
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%		
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)] －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			

税目	年度		令和2年度									
	区分											
固定資産税	税率	1.4%										
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円					
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率						
			商業地	70%超 60%以上～70%以下 60%未満		評価額の70%まで引下げ 前年度課税標準額据え置き 前年度の課税標準額+ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	農地	90%以上 80%～90% 70%～80% 70%未満	1.025 1.05 1.075 1.10			
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法									
			住宅地	100%以上 20%以上100%未満 20%未満	本則課税となり引下げ ①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額+<A>×5% ①②のいずれか低い額 上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%							
	< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率											
	1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6											
	2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3											
	3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3											
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額+評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率												
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額												
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。												
軽自動車税	税率	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)							
			原付	50cc以下	2,000	①	②	③	④	⑤	⑥	
				50cc超90cc以下	2,000	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	
				90cc超125cc以下	2,400	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
				ミニカー	3,700	乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
			小型特殊	農耕作業用	2,400	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
			その他	5,900	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900	
			二輪の軽自動車・雪上車	3,600	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費年度基準+15%達成・25%軽減 ※④～⑥は、H31.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。							
			二輪の小型自動車	6,000								
			環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%								
市たばこ税	税率	5,692円 紙巻たばこ等 4～9月 1,000本		6,122円 10～3月 1,000本								
	その他	返還に係る製造たばこについても同様										
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円											
都市計画税	税率	0.2%										
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの										
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。										
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額							
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,000円							
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円							
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円							

税目	年度		令和3年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
給与所得控除	最低	550,000円		
	最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)		
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算 (2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算 各保険料控除全体での控除適用限度額	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
市民税	障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円		
	扶養	一般扶養 330,000円 (16歳以上) 特定・老人扶養 450,000円 (特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上) 同居老親等扶養 450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属かつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)		
	配偶者	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)		
	配偶者特別基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円		
	基礎	430,000円 (合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)		
民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}		
税率	法人税	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
	均等割	資本金等の額	従業員数	
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
(9) 50億円超		50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円		
配当控除	配	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%		
	当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く		
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額			
	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[[35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)] －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)			

税目	年度		令和3年度							
	区分									
固定資産税	税率	1.4 %								
	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円								
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法			農地	評価負担水準	負担率		
			商	70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025
			業地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き				80%～90%	1.05
				60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%				70%～80%	1.075
	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ			70%未満	1.10			
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%							
	<p>< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{令和2年度課税標準額}}{\text{令和3年度評価額} \times \text{特例}}$</p>									
軽自動車税	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)						
		原付	50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700	三輪のもの	① 3,100 ② 3,900 ③ 4,600 ④ 1,000 ⑤ 2,000 ⑥ 3,000	四輪 自家用 7,200 乗用 営業用 5,500 四輪 自家用 4,000 貨物 営業用 3,000	① 10,800 ② 6,900 ③ 8,200 ④ 1,800 ⑤ 3,500 ⑥ 5,200	① 12,900 ② 8,200 ③ 6,000 ④ 1,300 ⑤ 2,500 ⑥ 3,800		
		小型特殊	農耕作業用 2,400 その他 5,900	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費基準+15%達成・25%軽減 ※④～⑥は、R2.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。						
環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%									
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 4～9月 $\frac{6,122\text{円}}{1,000\text{本}}$		10～3月 $\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}}$						
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,000円					
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円					
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円					

税目	年度		令和4年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	給与所得控除	最低	550,000円	
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
	障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円		
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)	
特定・老人扶養		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属かつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)		
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円			
基礎	430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)			
民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
		均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}	
	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
税率	法人均等割	資本金等の額	従業員数	
		(1) 1千万円以下	50人以下 50,000円	
		(2) 1千万円以下	50人超 120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下 130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超 150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下 160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超 400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下 410,000円	
		(8) 10億円超50億円以下	50人超 1,750,000円	
		(9) 50億円超	50人以下 410,000円	
(10) 50億円超	50人超 3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%	
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額			
	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[[35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)] －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)			

税目	年度		令和4年度							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円				
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率			
			商	70%超				評価額の70%まで引下げ	90%以上	1.025
			業地	60%以上～70%以下				前年度課税標準額据え置き	80%～90%	1.05
				60%未満				前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	70%～80%	1.075
	住宅地	課税標準額算出方法		70%未満	1.10					
		100%以上	本則課税となり引下げ							
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
$\text{課税標準額} = \text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地の特例率}$										
1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。										
$\text{*負担水準} = \frac{\text{令和3年度課税標準額}}{\text{令和4年度評価額} \times \text{特例}}$										
軽自動車税	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)						
		原付	50cc以下	2,000	①	②	③	④	⑤	⑥
			50cc超90cc以下	2,000	3,100	3,900	4,600	1,000	特例対象外	
			90cc超125cc以下	2,400	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外	
			ミニカー	3,700	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		小型特殊	農耕作業用	2,400	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外
		その他	5,900	四輪 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外	
		二輪の軽自動車・雪上車	3,600	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減 ⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減 ※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。						
		二輪の小型自動車	6,000							
		環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%							
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 $\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}}$								
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
	医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000円					
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	200,000円					
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円					

市 税 概 要

令和4年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000